

株式会社ケアテック運営規程
ケアテック KOIWA
(日常生活支援総合事業 葛飾区)

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアテックが開設するケアテック KOIWA

(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防・日常生活総合事業における訪問型サービスA(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法8条第2号の法令で定める者(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援状態又は事業対象者にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアテック KOIWA
- 二 所在地 東京都江戸川区南小岩 8-15-13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者2名(介護福祉士2名)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

三 訪問介護員等 2級課程修了者（初任者研修）修了者 23名 訪問介護員は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日の営業とする。

ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

三 サービスの提供は、365日、7時～23時行う。但し、年末バ年始に関しては、訪問介護員の状況により出来ない場合があります。

（指定介護予防・日常生活支援総合事業等の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定介護予防・日常生活支援総合事業等の提供方法及び内容は次の通りとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、別料金表によるものとし、当該指定介護予防・日常生活支援総合事業等が法定代理受領サービスである時は、その1割（2.3割）の額とする。

一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替え介助、体位交換、通院介助等 その他（ ）

二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買物、薬の受け取り等
その他（ ）

2 事情の通常の事業の実施地域を超えて行う指定介護予防・日常生活支援総合事業等に要した交通費は有料とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける事とする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、葛飾区域とする。

（虐待防止への取り組み）

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

（衛生管理・感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第9条 事業所は、当該事業において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 当該事業における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図る。
- 2 当該事業における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 当該指定介護予防・日常生活支援総合事業において、訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（相談・苦情対応・ハラスメント処理）

第11条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供したサービスまたはサービス護計画に位置づけた指定介護予防・日常生活支援総合サービス等に関する利用者の要望、相談、苦情、ハラスメント等に対し迅速に対応する。

（事故処理）

第12条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡及び報告を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 当事業所は、資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - 二 継続研修 年 2 回 (虐待防止・感染症に関する研修等)
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケアテックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 2 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は令和元年 11 月 21 日から施行する。
この規程は令和元年 6 月 3 日から施行する。
この規程は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は平成 27 年 8 月 24 日から施行する。
この規定は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

この規定は平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

この規定は平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は平成 26 年 4 月 7 日から施行する。

この規定は平成 25 年 6 月 1 日から施行する。